

## ○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針 新旧対照表

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針</p> <p>平成20年12月25日<br/> (平成23年8月30日 一部改正)<br/> (平成29年3月31日 一部改正)<br/> (平成30年7月15日 一部改正)<br/> (平成31年4月 1日 一部改正)<br/> (令和 3年1月15日 一部改正)<br/> (令和 4年4月 1日 一部改正)<br/> (令和 8年3月19日 一部改正)<br/> <u>(令和 8年●月 ●日 一部改正)</u></p> <p>文 部 科 学 省<br/> 農 林 水 産 省<br/> 国 土 交 通 省</p> <p>目次 (略)</p> <p>1. 運用指針の策定の趣旨 (略)</p> <p>2. 歴史的風致の定義 (略)</p> <p>3. 歴史的風致維持向上計画認定制度</p> | <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針</p> <p>平成20年12月25日<br/> (平成23年8月30日 一部改正)<br/> (平成29年3月31日 一部改正)<br/> (平成30年7月15日 一部改正)<br/> (平成31年4月 1日 一部改正)<br/> (令和 3年1月15日 一部改正)<br/> (令和 4年4月 1日 一部改正)<br/> (令和 8年3月19日 一部改正)</p> <p>文 部 科 学 省<br/> 農 林 水 産 省<br/> 国 土 交 通 省</p> <p>目次 (略)</p> <p>1. 運用指針の策定の趣旨 (略)</p> <p>2. 歴史的風致の定義 (略)</p> <p>3. 歴史的風致維持向上計画認定制度</p> |

### 3-1. 認定の手続等

法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度は、市町村が、当該市町村の区域における歴史的風致維持向上計画を作成し、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）がその認定を行い、国が認定計画に基づく事業及び措置に対して支援を実施するものである。

そのため、市町村が歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ一体的に推進する観点から、以下の論点を含む法及び基本方針に規定された認定基準について十分な対応を行っていることが、歴史的風致維持向上計画の認定の要件となる。

○歴史的風致維持向上計画の作成にあたっては、市町村において文化財保護行政を担う教育委員会等とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった協議の場（歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）等）で検討がなされるなど、十分な検討が行われ、関係者や地域住民の理解を得ていること。

○歴史的風致維持向上計画に記載された具体的な取組を実施する時期等を考慮して、計画期間が明確に定められていること。

○重点区域の設定に当たっては、基本方針第2章（1）①～⑥に定める土地の区域を含み、歴史的、地域的關係性などに基づき、それと一体をなす周辺の土地の区域であって、かつ歴史的風致の維持及び向上のための各種取組を総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるように定められていること。なお、基本方針第2章（1）②の建築物（登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物として文化財登録原簿に登録された建築物）については現状変更が届出制となっているため、当該建築物が容易に滅失しないことの担保として、景観法第19条の規定に基づく景観重要

### 3-1. 認定の手続等

法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度は、市町村が、当該市町村の区域における歴史的風致維持向上計画を作成し、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）がその認定を行い、国が認定計画に基づく事業及び措置に対して支援を実施するものである。

そのため、市町村が歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ一体的に推進する観点から、以下の論点を含む法及び基本方針に規定された認定基準について十分な対応を行っていることが、歴史的風致維持向上計画の認定の要件となる。

○歴史的風致維持向上計画の作成にあたっては、市町村において文化財保護行政を担う教育委員会等とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった協議の場（歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）等）で検討がなされるなど、十分な検討が行われ、関係者や地域住民の理解を得ていること。

○歴史的風致維持向上計画に記載された具体的な取組を実施する時期等を考慮して、計画期間が明確に定められていること。

○重点区域の設定に当たっては、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建築物（以下、「重要文化財建築物等」という。）の用に供される土地又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域を含み、歴史的、地域的關係性などに基づき、重要文化財建築物等又は重要伝統的建造物群保存地区と一体をなす周辺の土地の区域であって、かつ歴史的風致の維持及び向上のための各種取組を総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるように定められていること。

建造物の指定も受けているものに限ることとしている。また、基本方針第2章（1）②、④、⑤又は⑥に該当する土地（文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地を除く。）を重点区域に設定しようとする場合においては、歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって良好な市街地の環境を形成してきたかという観点で、当該区域の核となる文化財等が、地域における歴史的風致の核となっていることが確認できることが必要と位置付けている。

- 歴史的風致維持向上計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施されることが見込まれ、これらの事業者等の実施が、重点区域の歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。
- 歴史的風致維持向上計画の作成に当たって、あらかじめ、公聴会の開催やパブリックコメントの募集など、住民の意見を反映させる為に必要な措置を講ずるよう努めること（法第5条第6項）。

市町村から歴史的風致維持向上計画の認定申請を受理した主務大臣は、歴史的風致維持向上計画が認定基準に適合すると認めるときは、認定を行うものとする。その際、当該歴史的風致維持向上計画に記載されている事業等については、本運用指針に従い当該事業等を所管する関係行政機関の長に協議を行った上で、認定を行う。

歴史的風致維持向上計画の作成段階から認定・変更等までの流れは、順に以下のとおりとなる。

- 事前相談
- 歴史的風致維持向上計画の作成
- 歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 歴史的風致維持向上計画の認定
- 認定計画の変更等

- 歴史的風致維持向上計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施されることが見込まれ、これらの事業者等の実施が、重点区域の歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。
- 歴史的風致維持向上計画の作成に当たって、あらかじめ、公聴会の開催やパブリックコメントの募集など、住民の意見を反映させる為に必要な措置を講ずるよう努めること（法第5条第6項）。

市町村から歴史的風致維持向上計画の認定申請を受理した主務大臣は、歴史的風致維持向上計画が認定基準に適合すると認めるときは、認定を行うものとする。その際、当該歴史的風致維持向上計画に記載されている事業等については、本運用指針に従い当該事業等を所管する関係行政機関の長に協議を行った上で、認定を行う。

歴史的風致維持向上計画の作成段階から認定・変更等までの流れは、順に以下のとおりとなる。

- 事前相談
- 歴史的風致維持向上計画の作成
- 歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 歴史的風致維持向上計画の認定
- 認定計画の変更等

### ①事前相談

市町村が、適切かつ有効な歴史的風致維持向上計画を作成するためには、文化財保護制度やまちづくりの各種制度を所管する主務省（文部科学省、農林水産省、国土交通省）と随時相談することが有益と考えられる。各主務省は、次のように相談窓口を設けているので活用されたい。

（文部科学省）文化庁 文化資源政策・記念物課

（農林水産省）農村振興局農村政策部農村計画課

（国土交通省）都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（以下「担当室」という。）

特に、歴史的風致維持向上計画の認定を円滑に行うためには、認定を行う主務省と事前に十分な相談がなされていることが望ましい。担当室は、地方支分部局及び各府省庁との緊密な連携の下、総括的な窓口としての役割を担っており、事前の相談を広く受け付けているので、積極的に活用されたい。

なお、歴史的風致維持向上計画において、社会資本整備総合交付金等を活用することとする場合は、文化財の保護（保存及び活用）の観点から都道府県教育委員会等と必要な調整を行い、その意見を示した書面を添付するとともに、各種事業について事前に各地方整備局等と必要な調整を行うようにすることが望ましい。

### ②歴史的風致維持向上計画の作成

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の文化財保護行政を担う教育委員会等とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等

### ①事前相談

市町村が、適切かつ有効な歴史的風致維持向上計画を作成するためには、文化財保護制度やまちづくりの各種制度を所管する主務省（文部科学省、農林水産省、国土交通省）と随時相談することが有益と考えられる。各主務省は、次のように相談窓口を設けているので活用されたい。

（文部科学省）文化庁 文化資源活用課

（農林水産省）農村振興局農村政策部農村計画課

（国土交通省）都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（以下「担当室」という。）

特に、歴史的風致維持向上計画の認定を円滑に行うためには、認定を行う主務省と事前に十分な相談がなされていることが望ましい。担当室は、地方支分部局及び各府省庁との緊密な連携の下、総括的な窓口としての役割を担っており、事前の相談を広く受け付けているので、積極的に活用されたい。

なお、歴史的風致維持向上計画において、社会資本整備総合交付金等を活用することとする場合は、文化財の保護（保存及び活用）の観点から都道府県教育委員会等と必要な調整を行い、その意見を示した書面を添付するとともに、各種事業について事前に各地方整備局等と必要な調整を行うようにすることが望ましい

### ②歴史的風致維持向上計画の作成

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の文化財保護行政を担う教育委員会等とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等

はもとより、都道府県指定等文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会等の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

また、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」において、歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存及び活用するための基本的な計画を作成して、それに基づいて行うことが望ましいとしている。具体的には、文化財保護法第183条の3の規定に基づく市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」を作成し、その内容を踏まえた歴史的風致維持向上計画を策定することで、両計画の整合が図られることが望ましい。

さらに、法定の手続として、歴史的風致維持向上計画に法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない（法第5条第4項）。

また、歴史的風致維持向上計画を作成するに当たっては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、協議会が組織されている場合にあっては当該協議会の意見を、当該市町村の教育委員会又は当該市町村に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては地方文化財保護審議会の意見を聴く必要がある（同条第6項）。さらに、歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に個別の文化財を記載しようとするときは、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意見を聴かなければならない（同条第5項）。

なお、歴史的風致維持向上計画は、地域の歴史的風致の広域的な連携・一体的な形成を図る観点から、歴史的風致が複数の市町村をまたがる場合等は複数の市町村が共同して作成することができる。この場合には、重点区域や予定する事業、協議会の委員構成等に留意しつつ、共同作成する市町村間で

はもとより、都道府県指定等文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会等の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

また、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」において、歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存及び活用するための基本的な構想を策定して、それに基づいて行うことが望ましいとしている。具体的には、文化財保護法第183条の3の規定に基づく市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」を作成し、その内容を踏まえた歴史的風致維持向上計画を策定することで、両計画の整合が図られることが望ましい。

さらに、法定の手続として、歴史的風致維持向上計画に法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない（法第5条第4項）。

また、歴史的風致維持向上計画を作成するに当たっては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、協議会が組織されている場合にあっては当該協議会の意見を、当該市町村の教育委員会又は当該市町村に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては地方文化財保護審議会の意見を聴く必要がある（同条第6項）。さらに、歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に個別の文化財を記載しようとするときは、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意見を聴かなければならない（同条第5項）。

なお、歴史的風致維持向上計画は、地域の歴史的風致の広域的な連携・一体的な形成を図る観点から、歴史的風致が複数の市町村をまたがる場合等は複数の市町村が共同して作成することができる。この場合には、重点区域や予定する事業、協議会の委員構成等に留意しつつ、共同作成する市町村間で

十分に調整を行うことが望ましい。

### ③歴史的風致維持向上計画の提案制度

歴史まちづくりは、歴史上価値の高い建造物及び地域の歴史と伝統を反映した人々の活動から構成される歴史的風致を適切に踏まえながら実施される必要があるが、それにあたっては、当該地域に居住し地域に根差した深い知見を持つ住民等が、市町村による歴史まちづくりに積極的に関与することが望ましいことから、重点区域となり得る土地（法第2条第2項第1号に掲げる土地）のうち、一体として歴史的風致を維持及び向上すべき一団の土地の区域であって一定の規模以上のものについて、所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（以下「所有権等」という。）を有する者は、市町村に対し、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更を提案することができることとしている（法第10条の2第1項）。

一定の規模については0.5ヘクタールとしているが、当該規模の土地を数人で所有している場合でも提案は可能であり、また提案についても、一人で又は数人で共同して行うことができる。ただし、一定の規模について、地域の歴史的風致の形成状況等を勘案し、必要があると認められる場合には、市町村は、条例で、区域を限り、0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政令第337号。以下「政令」という。）第2条の2）。

提案の要件として、当該提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案の対象となる土地について、上記の所有権等を有する者の2/3以上の同意を得ていることが必要である（法第10条の2第2項）。

また、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の規定により都市再生整備計画に固有魅力維持向上区域が定められた場合、当該区域が本法第2条第2項第1号に掲げる土地の区域と重複する場合（基本方針第2章（1）

十分に調整を行うことが望ましい。

（新設）

①、②又は⑤の土地においては、重点区域の核となる文化財が固有魅力維持向上区域に存する場合に限る。）には、同法の規定により指定された都市再生推進法人が上記の提案を行うことができる特例が設けられている（同法第62条の16第1項）。

特例の趣旨は、固有魅力維持向上区域におけるエリアの固有の魅力の維持及び向上と当該区域内における歴史まちづくりには親和性があるため、当該まちづくりを一体として進めることが望ましいことにある。

なお、本特例においては、提案可能な面積の最低限度の要件はないが、歴史的風致維持向上計画の素案の対象となる土地について所有権等の権限を有する者の2/3以上の同意を得ていることが必要であることは変わらず要件となる。また、提案にあたり、基本方針第2章（1）①、②又は⑤の土地においては、「重点区域の核となる文化財が固有魅力維持向上区域に存する場合」に限定する趣旨は、重点区域の核となる文化財が単体の文化財建造物である場合、その建造物の用に供する土地が固有魅力維持向上区域と重複しているだけでなく、建造物自体が当該区域内に確実に存することを求めるものである。

上記の提案が行われた場合には、市町村は、提案を踏まえた歴史的風致維持向上計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、提案者に通知し、作成又は変更をしない場合にはその理由を明らかにする必要がある（法第10条の2第3項）。

#### ④歴史的風致維持向上計画の認定申請

歴史的風致維持向上計画の認定申請歴は、市町村から主務大臣に対して、認定申請書、歴史的風致維持向上計画及び添付資料を提出して行うこととなる。歴史的風致維持向上計画に記載する事項は、法第5条第2項各号に列挙されている。

この際、都市再生特別措置法第62条の17に規定する特例を活用するこ

#### ③歴史的風致維持向上計画の認定申請

歴史的風致維持向上計画の認定申請歴は、市町村から主務大臣に対して、認定申請書、歴史的風致維持向上計画及び添付資料を提出して行うこととなる。歴史的風致維持向上計画に記載する事項は、法第5条第2項各号に列挙されている。

この際、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の15

とも可能である。この場合、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に関する事項が記載された都市再生整備計画の提出に併せて、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項が記載された歴史的風致維持向上計画の認定の申請を国土交通大臣に対して行えば、国土交通大臣から文部科学大臣及び農林水産大臣に当該歴史的風致維持向上計画の写しが送付され、送付の受理をもって、文部科学大臣及び農林水産大臣に対する法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定申請があったものとみなされることとなる。

なお、申請の受理から認定に関する処分が行われるまでの間に、歴史的風致維持向上計画の内容に大幅な変更を要する状況が生じた場合などには、原申請を取り下げ、歴史的風致維持向上計画を変更して再度申請を行うこととなる。

(1) 認定申請に必要な書類

(略)

1) (略)

2) 歴史的風致維持向上計画（様式自由）

※基本方針第2章（1）②、④、⑤又は⑥に該当する土地（文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地を除く。）を重点区域に設定しようとする場合においては、当該区域の核となる文化財等が、地域における歴史的風致の核となっていることが確認できる資料を作成すること（必要に応じて、文化財保存活用地域計画や日本遺産のストーリー等における関連の記載を参考資料として添付すること。）。

3) (略)

(2) (略)

に規定する特例を活用することも可能である。この場合、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項が記載された都市再生整備計画の提出に併せて、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項が記載された歴史的風致維持向上計画の認定の申請を国土交通大臣に対して行えば、国土交通大臣から文部科学大臣及び農林水産大臣に当該歴史的風致維持向上計画の写しが送付され、送付の受理をもって、文部科学大臣及び農林水産大臣に対する法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定申請があったものとみなされることとなる。

なお、申請の受理から認定に関する処分が行われるまでの間に、歴史的風致維持向上計画の内容に大幅な変更を要する状況が生じた場合などには、原申請を取り下げ、歴史的風致維持向上計画を変更して再度申請を行うこととなる。

(1) 認定申請に必要な書類

(略)

1) (略)

2) 歴史的風致維持向上計画（様式自由）

3) (略)

(2) (略)

(3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について  
(略)

1)、2) (略)

3) 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの(法第5条第2項第3号)

イ. 文化財の保存又は活用に関する事項

当該市町村の区域において歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要な文化財(基本方針第2章(1)①~⑥に定める重点区域の核となる文化財等)に加え、文化財としての保護措置の有無にかかわらず、当該市町村に存在する全ての文化財を指す。)の保存又は活用に関する事項について記載すべきである。

具体的な記載事項を例示すれば、次のとおりである。なお、指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を伴う可能性のある場合には、「(b) 重点区域に関する事項」の「文化財の修理(整備を含む。)に関する具体的な計画」において、あらかじめ、文化庁長官等の許可を受ける旨を記載するとともに、現状変更等の内容及び期間等については、文化財ごとに記載すべきである。さらに、政令第6条第1項第1号イ、ロ及びハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会又は町村の長が行うことを想定している場合には、「(a) 市町村全体に関する事項」において、その旨を記載することが望ましい。

また、史跡等において歴史的な建造物を復原するに当たっては、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な証拠に基づき、文化財としての適切な措置を取るべきである。

(3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について  
(略)

1)、2) (略)

3) 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの(法第5条第2項第3号)

イ. 文化財の保存又は活用に関する事項

当該市町村の区域において歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要な文化財(重点区域の核となる重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区内の文化財)に加え、文化財としての保護措置の有無にかかわらず、当該市町村に存在する全ての文化財を指す。)の保存又は活用に関する事項について記載すべきである。

具体的な記載事項を例示すれば、次のとおりである。なお、指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を伴う可能性のある場合には、「(b) 重点区域に関する事項」の「文化財の修理(整備を含む。)に関する具体的な計画」において、あらかじめ、文化庁長官等の許可を受ける旨を記載するとともに、現状変更等の内容及び期間等については、文化財ごとに記載すべきである。さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令(平成20年政令第337号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号イ、ロ及びハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会又は町村の長が行うことを想定している場合には、「(a) 市町村全体に関する事項」において、その旨を記載することが望ましい。

また、史跡等において歴史的な建造物を復原するに当たっては、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な証拠に基づき、文化財としての適切な措置を取るべきである。

本記載事項については、文化財保存活用地域計画が作成・認定されている場合、その記載と整合を図ることが望ましい。特に、文化財保存活用地域計画において歴史的風致維持向上計画に記載する内容と重複した内容が既に記載されている場合には、適宜同計画の記載内容を歴史的風致維持向上計画にそのまま記載することが可能である。なお、この場合、歴史的風致維持向上計画への記載はあくまで転記であり、文化財保存活用地域計画に記載されていることをもって歴史的風致維持向上計画の記載を省略することはできないことに留意されたい。また、この場合において、歴史的風致維持向上計画の認定期間中に文化財保存活用地域計画における関係する記載内容が変更される場合、歴史的風致維持向上計画の記載内容も連動して変更が必要となる場合があるため、担当室にも速やかに連絡すること。

(a) ～ (c) (略)

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

歴史的風致維持向上施設とは、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、政令第1条）のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復原した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであるため、これら各施設及び当該施設の整備又は管理について、全体的な方針について記載するとともに、それぞれの歴史的風致維持向上施設に共通する事項として、事業の名称、整備主体、活用する国の支援事業の名称、事業期間、事業の概要、事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由、その他参考となるべき事項について記載する。必要に応じ図

(a) ～ (c) (略)

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

歴史的風致維持向上施設とは、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、政令第1条）のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復原した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであるため、これら各施設及び当該施設の整備又は管理について、全体的な方針について記載するとともに、それぞれの歴史的風致維持向上施設に共通する事項として、事業の名称、整備主体、活用する国の支援事業の名称、事業期間、事業の概要、事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由、その他参考となるべき事項について記載する。必要に応じ図

面、写真、位置図などを添えるものとする。なお、一つの事業に対して、その整備主体や活用する国の支援事業を複数記載する場合、それぞれ主体、事業毎に整備内容を記載すること。

歴史的風致の維持及び向上のために必要な整備を行う場合は、文化財に関する専門家や都道府県教育委員会の意見を聴くなど歴史や伝統を踏まえたものとするとともに、特に復原については、確実な資料や調査に基づくものとするべきである。

さらに、重点区域内においては、関連する時代の埋蔵文化財についても適切に取り扱うことが必要であり、整備等を行うに当たっては、その工事によって保存すべき遺跡等が損傷することのないよう、重点区域（計画で整備を行う周辺区域を含む）における整備事業箇所を示した周知の埋蔵文化財包蔵地の図面を添付することが望ましい。

なお、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）については、重点区域において一定の要件を満たすことで、基幹事業への古都及び緑地保全事業、土塁・堀跡の整備、電柱電線類移設の追加、地域防災施設の設置に関する交付要件の緩和、更には国費率の嵩上げ措置が適用できることから、従来の基幹事業・提案事業と併せて、地域の歴史・文化を活かしたまちづくりへのより一層の効果的な活用が可能である。社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を活用することを認定計画に記載する場合には、歴史的風致維持向上計画認定申請時に都市再生整備計画を国土交通大臣に提出している必要がある（なお、3－1. ③に詳しく述べた通り、都市再生特別措置法第62条の17に規定する特例を活用することも可能である。）。

また、法律上の特例に関連した事項については、以下のとおりである。

(a) (略)

面、写真、位置図などを添えるものとする。なお、一つの事業に対して、その整備主体や活用する国の支援事業を複数記載する場合、それぞれ主体、事業毎に整備内容を記載すること。

歴史的風致の維持及び向上のために必要な整備を行う場合は、文化財に関する専門家や都道府県教育委員会の意見を聴くなど歴史や伝統を踏まえたものとするとともに、特に復原については、確実な資料や調査に基づくものとするべきである。

さらに、重点区域内においては、関連する時代の埋蔵文化財についても適切に取り扱うことが必要であり、整備等を行うに当たっては、その工事によって保存すべき遺跡等が損傷することのないよう、重点区域（計画で整備を行う周辺区域を含む）における整備事業箇所を示した周知の埋蔵文化財包蔵地の図面を添付することが望ましい。

なお、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）については、重点区域において一定の要件を満たすことで、基幹事業への古都及び緑地保全事業、土塁・堀跡の整備、電柱電線類移設の追加、地域防災施設の設置に関する交付要件の緩和、更には国費率の嵩上げ措置が適用できることから、従来の基幹事業・提案事業と併せて、地域の歴史・文化を活かしたまちづくりへのより一層の効果的な活用が可能である。社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を活用することを認定計画に記載する場合には、歴史的風致維持向上計画認定申請時に都市再生整備計画を国土交通大臣に提出している必要がある（なお、3－1. ③に詳しく述べた通り、都市再生特別措置法第62条の15に規定する特例を活用することも可能である。）。

また、法律上の特例に関連した事項については、以下のとおりである。

(a) (略)

(b) 道路、駐車場の整備に関する事項

歴史的風致の維持及び向上には、重点区域内への自動車流入を抑制するための駐車場整備や、安全で快適な通行空間の確保や観光振興、地域活性化等を目的とした無電柱化等道路交通の円滑化は重要な施策である。

そのため、良好な歩行環境の確保の観点からの路外駐車場の整備や、無電柱化を行うことが必要な道路等について必要に応じて記載する。

路外駐車場については、法第26条に基づき、歴史的風致維持向上計画に位置づけられた路外駐車場を駐車場整備計画に位置づけ、当該駐車場整備計画に都市公園の地下に設ける駐車場の整備に関する事業計画の概要を定める場合に、都市公園の地下の占用許可の特例が認められるとされていることから、必要に応じて記載する。

また、無電柱化については、法第30条に基づき、認定計画に無電柱化を行うことが必要として記載された道路について、必ずしも円滑な交通の確保を図るためでなくとも、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要性が高い場合には、電線共同溝を整備すべき道路として指定することが可能となることから、必要に応じて無電柱化を行うことが必要な道路について記載する。

重点区域においては、社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォークブル推進事業、街なみ環境整備事業）や都市構造再編集中支援事業、地域の観光資源充実のための環境整備事業の活用が可能となり、また、社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業、都市再生整備計画事業、都市再生区画整理事業）における支援措置の特例が活用できることから、これらの事業を実施する場合は当該事業について記載する。

(c) 市街化調整区域内の土地における建築物の復元を目的とした開発行為に関する事項

(b) 道路、駐車場の整備に関する事項

歴史的風致の維持及び向上には、重点区域内への自動車流入を抑制するための駐車場整備や、安全で快適な通行空間の確保や観光振興、地域活性化等を目的とした無電柱化等道路交通の円滑化は重要な施策である。

そのため、良好な歩行環境の確保の観点からの路外駐車場の整備や、無電柱化を行うことが必要な道路等について必要に応じて記載する。

路外駐車場については、法第26条に基づき、歴史的風致維持向上計画に位置づけられた路外駐車場を駐車場整備計画に位置づけ、当該駐車場整備計画に都市公園の地下に設ける駐車場の整備に関する事業計画の概要を定める場合に、都市公園の地下の占用許可の特例が認められるとされていることから、必要に応じて記載する。

また、無電柱化については、法第30条に基づき、認定計画に無電柱化を行うことが必要として記載された道路について、必ずしも円滑な交通の確保を図るためでなくとも、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要性が高い場合には、電線共同溝を整備すべき道路として指定することが可能となることから、必要に応じて無電柱化を行うことが必要な道路について記載する。

重点区域においては、社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォークブル推進事業）や都市構造再編集中支援事業の活用が可能となり、また、歴史的風致維持向上計画に基づく土地区画整理事業については、社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）における支援措置の特例が活用できることから、これらの事業を実施する場合は当該事業について記載する。

(c) 市街化調整区域内の土地における建築物の復元を目的とした開発行為に関する事項

市街化調整区域内における歴史上価値の高い建築物の復原が当該地域の歴史的風致の維持及び向上に寄与し、当該建築物の用途からみて市街化調整区域内の土地において実施されることが適当と認められる場合には、法第5条第3項第4号の規定により当該建築物の復原を目的とした開発行為又は建築行為に関する事項を歴史的風致維持向上計画に記載することが望ましい。

法第5条第3項第4号の「歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為」又は「建築行為」とは、基本方針第2章（1）①～⑥に定める重点区域の核となる文化財等と一体となって歴史的風致を形成することとなる、歴史上著名な人物の旧宅や武家屋敷等の建築物の復原に係る開発行為又は建築行為が考えられる。

歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載することが望ましい。

- 開発区域又は建築行為に係る建築物の位置、区域及び規模
- 開発区域において予定される建築物又は建築行為にかかる建築物の用途に関する事項
- 開発行為又は建築行為をする者に関する事項
- 開発行為に関する事項を定める場合においては、当該開発区域内の土地利用計画の概要
- 開発行為に関する事項を定める場合においては、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設の整備に関する事項
- 開発行為又は建築行為の目的に関する事項

（d）（略）

4）～7）（略）

市街化調整区域内における歴史上価値の高い建築物の復原が当該地域の歴史的風致の維持及び向上に寄与し、当該建築物の用途からみて市街化調整区域内の土地において実施されることが適当と認められる場合には、法第5条第3項第4号の規定により当該建築物の復原を目的とした開発行為又は建築行為に関する事項を歴史的風致維持向上計画に記載することが望ましい。

法第5条第3項第4号の「歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為」又は「建築行為」とは、重要文化財建造物等又は重要伝統建造物群保存地区と一体となって歴史的風致を形成することとなる、歴史上著名な人物の旧宅や武家屋敷等の建築物の復原に係る開発行為又は建築行為が考えられる。

歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載することが望ましい。

- 開発区域又は建築行為に係る建築物の位置、区域及び規模
- 開発区域において予定される建築物又は建築行為にかかる建築物の用途に関する事項
- 開発行為又は建築行為をする者に関する事項
- 開発行為に関する事項を定める場合においては、当該開発区域内の土地利用計画の概要
- 開発行為に関する事項を定める場合においては、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設の整備に関する事項
- 開発行為又は建築行為の目的に関する事項

（d）（略）

4）～7）（略）

④～⑧（略）

3－2．認定基準  
（略）

①（略）

②第2号基準〔当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること〕

基本方針第6章1．において、第2号基準については、

○地域の歴史的風致の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置、事業が盛り込まれていること。

○それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断することとされている。計画期間内において実施すべき措置として、基本方針第5章に記載されているとおり、重点区域において、景観地区、高度地区等都市計画法に基づく規制措置や準景観地区、景観計画等景観法に基づく規制措置、屋外広告物条例等屋外広告物法に基づく規制措置が既に行われている、あるいはこのような措置を行うことについて歴史的風致維持向上計画に位置付けることが重要である。

なお、景観計画は景観行政団体が都市、農村等における良好な景観の形成を促進するため定める（景観法第1条、第8条）ものであり、地方公共団体においては、歴史的風致の維持及び向上を図るため景観計画の策定等に努めなければならないものとされていること（法第3条）を踏まえ、最初の認定計画終了後、次期計画の認定を受けようとする場合には、原則として、当該認定までに景観計画を策定すべきである。景観計画の策定・変更に当たっては、特に重点区域において、地域の拠り所や顔となるような、質の高い景観形成に重点的に取り組む地区（重点地区）を定め、景観法第16

④～⑧（略）

3－2．認定基準  
（略）

①（略）

②第2号基準〔当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること〕

基本方針第6章1．において、第2号基準については、

○地域の歴史的風致の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置、事業が盛り込まれていること。

○それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断することとされている。計画期間内において実施すべき措置として、基本方針第5章に記載されているとおり、重点区域において、景観地区、高度地区等都市計画法に基づく規制措置や準景観地区、景観計画等景観法に基づく規制措置、屋外広告物条例等屋外広告物法に基づく規制措置が既に行われている、あるいはこのような措置を行うことについて歴史的風致維持向上計画に位置付けることが重要である。

なお、景観計画は景観行政団体が都市、農村等における良好な景観の形成を促進するため定める（景観法第1条、第8条）ものであり、地方公共団体においては、歴史的風致の維持及び向上を図るため景観計画の策定等に努めなければならないものとされていること（法第3条）を踏まえ、最初の認定計画終了後、次期計画の認定を受けようとする場合には、原則として、当該認定までに景観計画を策定すべきである。

条第1項又は第2項の規定に基づく届出の対象となる行為や良好な景観の形成のための行為の制限（景観形成基準）をその地区に特化したきめ細かなものに設定し、規制誘導を積極的に推進することが望ましい。

また、併せて、都市計画法に基づく用途の制限、建築物の高さの制限、形態意匠の制限等の措置を活用することも、歴史的風致の維持及び向上を図るためには有効であり、特に重点区域においては高度地区や景観地区等の都市計画決定を行い、これらの措置を講ずることが望ましい。

具体的な規制内容については、維持及び向上すべき歴史的風致の態様を踏まえて市町村が自主的に決定すべきものであるが、その措置が歴史的風致の維持及び向上に寄与する合理的な説明が必要である。

また、事業については、5. に定める各種特例措置のうち必要な事項を定めるほか、市町村における独自の事業や官民連携による事業、民間主体の取組等について適宜位置付けることが可能である。ただし、この事業等についても、それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与することについての合理的な説明が必要である。

これらを受け、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等のまちづくりの方針等との整合の状況を踏まえつつ、当該区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待される広域的な効果について具体的に記載する。

### ③（略）

## 4. 歴史的風致形成建造物制度

### 4-1. 制度の趣旨

重点区域の核となる文化財等の周辺において古くから立ち並ぶ町家等の歴史的な建造物については、文化財保護法に基づく保護がなされているものを除き、現状変更規制や支援措置等が乏しいことから、その現状を維持したま

具体的な規制内容については、維持及び向上すべき歴史的風致の態様を踏まえて市町村が自主的に決定すべきものであるが、その措置が歴史的風致の維持及び向上に寄与する合理的な説明が必要である。

また、事業については、5. に定める各種特例措置のうち必要な事項を定めるほか、市町村における独自の事業や官民連携による事業、民間主体の取組等について適宜位置付けることが可能である。ただし、この事業等についても、それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与することについての合理的な説明が必要である。

これらを受け、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等のまちづくりの方針等との整合の状況を踏まえつつ、当該区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待される広域的な効果について具体的に記載する。

### ③（略）

## 4. 歴史的風致形成建造物制度

### 4-1. 制度の趣旨

重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区の周辺において古くから立ち並ぶ町家等の歴史的な建造物については、文化財保護法に基づく保護がなされているものを除き、現状変更規制や支援措置等がないことから、

ま保全していくことが難しく、所有者の変更や相続の際に取り壊される等により、急速に失われている。

また、市町村がこれらの建造物の保全について買取りや助成を行おうとしても、当該建造物に取り壊されることについて事前に内容を把握できないことから十分な対応ができず、結果的にその保全が困難となっている。

こうしたことから、市町村が、認定計画の期間内に限り、当該認定計画に記載された歴史的風致形成建造物の指定の方針に従って、認定計画に記載された重点区域内において、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）又は重要伝統的建造物群保存地区とともに歴史的風致を形成しており、かつ、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物を市町村が歴史的風致形成建造物として指定し（法第１２条第１項）、当該建造物の所有者等に管理義務（法第１６条）及び増築等の届出義務（法第１５条第１項）を課すこととする制度を設けたものである。

なお、歴史的風致形成建造物については、必ずしも建造された年代についての要件を設定するものではなく、現に歴史的風致を形成しており、認定計画に記載された「歴史的風致形成建造物の指定の方針」に定められた指定要件に基づいて指定されるものである。

#### ４－２．（略）

#### ４－３．届出・勧告等

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の３０日前までに、行為の種類、場所、着手予定日等を市町村長に届出なければならないとされている（法第１５条第１項）。これにより、市町村は、事前に増築等の情報を把握でき、認定計画に記載された管理の指針となるべき事項を勘案して、当該建造物の

その現状を維持したまま保全していくことが難しく、所有者の変更や相続の際に取り壊される等により、急速に失われている。

また、市町村がこれらの建造物の保全について買取りや助成を行おうとしても、当該建造物に取り壊されることについて事前に内容を把握できないことから十分な対応ができず、結果的にその保全が困難となっている。

こうしたことから、市町村が、認定計画の期間内に限り、当該認定計画に記載された歴史的風致形成建造物の指定の方針に従って、認定計画に記載された重点区域内において、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区とともに歴史的風致を形成しており、かつ、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物を市町村が歴史的風致形成建造物として指定し（法第１２条第１項）、当該建造物の所有者等に管理義務（法第１６条）及び増築等の届出義務（法第１５条第１項）を課すこととする制度を設けたものである。

なお、歴史的風致形成建造物については、必ずしも建造された年代についての要件を設定するものではなく、現に歴史的風致を形成しており、認定計画に記載された「歴史的風致形成建造物の指定の方針」に定められた指定要件に基づいて指定されるものである。

#### ４－２．（略）

#### ４－３．届出・勧告等

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の３０日前までに、行為の種類、場所、着手予定日等を市町村長に届出なければならないとされている（法第１５条第１項）。これにより、市町村は、事前に増築等の情報を把握でき、認定計画に記載された管理の指針となるべき事項を勘案して、当該建造物の

保全のために、設計の変更等必要な措置をとるよう勧告を行うことができるとされている（同条第3項）とともに、勧告を受けた者の申出を受け、その権利の処分に關し、買取りや賃貸借を希望する歴史的風致維持向上支援法人等の紹介などのあつせんや、市町村自らが当該歴史的風致形成建造物を買取る等の必要な措置を講ずるとされている（同条第5項）。市町村においては、このような制度の趣旨を踏まえ、適切な運用を図るべきである。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致を形成する一要素ではあるが、それ自体の歴史上の価値は重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物と比較して必ずしも高くないことから、事前に許可に係らしめ現状の変更を厳しく規制することとはしていない。景観保全上重要な場合や文化財として保護しようとする場合は、景観重要建造物制度や地方公共団体による文化財の指定制度・登録制度、さらには自主条例による建造物保全制度と歴史的風致形成建造物制度を併用して活用することは可能であり、また、そうすることが望ましい。

都市再生特別措置法の規定に基づき、都市再生整備計画に固有魅力維持向上区域が定められ、当該区域内において、特定固有魅力形成建築物としての市町村への届出（変更を含む。）義務（同法第46条の9第1項又は第2項）と歴史的風致形成建造物としての市町村への届出（変更を含む。）義務の両方が課せられる場合、特定固有魅力形成建築物としての届出が市町村に対してされたときは、歴史的風致形成建造物としての届出がされたものとみなされる（法第15条第8項）。したがって、市町村内の特定固有魅力形成建築物の届出受理を担当する者と連携し、届出に係る対応に漏れがないよう留意されたい。なお、特定固有魅力形成建築物の対象は建築物であるが、歴史的風致形成建造物の指定対象は建造物であり、その範囲は2.で述べたとおり建築物にとどまらず、遺構、庭園、棚田等、人の手が加わって形成されたもの全般を指すため、特定固有魅力形成建築物の届出に含まれないものもあることに注意されたい（含まれないものについては法第15条に基づき別途届

保全のために、設計の変更等必要な措置をとるよう勧告を行うことができるとされている（同条第3項）とともに、勧告を受けた者の申出を受け、その権利の処分に關し、買取りや賃貸借を希望する歴史的風致維持向上支援法人等の紹介などのあつせんや、市町村自らが当該歴史的風致形成建造物を買取る等の必要な措置を講ずるとされている（同条第5項）。市町村においては、このような制度の趣旨を踏まえ、適切な運用を図るべきである。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致を形成する一要素ではあるが、それ自体の歴史上の価値は重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物と比較して必ずしも高くないことから、事前に許可に係らしめ現状の変更を厳しく規制することとはしていない。景観保全上重要な場合や文化財として保護しようとする場合は、景観重要建造物制度や地方公共団体による文化財の指定制度・登録制度、さらには自主条例による建造物保全制度と歴史的風致形成建造物制度を併用して活用することは可能であり、また、そうすることが望ましい。

出を要する)。

なお、歴史的風致形成建造物としての届出とみなされるものについては、特定固有魅力形成建築物としての届出があった時点で歴史的風致形成建造物としての届出があったものとみなされ、通常の届出と同様に、法第4章第1節等の適用がある。

4－4．～4－6．（略）

5．認定と連携した特例措置 （略）

6．歴史的風致維持向上協議会 （略）

7．歴史的風致維持向上支援法人

7－1．趣旨

歴史的風致維持向上支援法人は、民間団体や市民も含め、地域が一体となって歴史的風致の維持及び向上の一層の推進を図る観点から、一定の能力を有する一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）又は特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）について、市町村がこれを指定し、歴史的風致の維持及び向上のための各種施策を実施する主体として位置付ける制度である。

本制度に基づき歴史的風致の維持及び向上について専門的知識や実績等を有する一般社団法人等において、歴史的風致維持向上支援法人の指定の推進を図り、民間活力を活用した良好な景観の形成の推進を図ることが望ましい。

7－2．～7－6．（略）

4－4．～4－6．（略）

5．認定と連携した特例措置 （略）

6．歴史的風致維持向上協議会 （略）

7．歴史的風致維持向上支援法人

7－1．趣旨

歴史的風致維持向上支援法人は、民間団体や市民も含め、地域が一体となって歴史的風致の維持及び向上の一層の推進を図る観点から、一定の能力を有する一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人、公益財団法人を含む。）又は特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）について、市町村がこれを指定し、歴史的風致の維持及び向上のための各種施策を実施する主体として位置付ける制度である。

本制度に基づき歴史的風致の維持及び向上について専門的知識や実績等を有する一般社団法人等において、歴史的風致維持向上支援法人の指定の推進を図り、民間活力を活用した良好な景観の形成の推進を図ることが望ましい。

7－2．～7－6．（略）

様式第 1、2（略）

様式第 3

歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出書

番 号  
年 月 日

文化庁 文化資源政策・記念物課長 殿  
農林水産省 農村振興局 農村計画課長 殿  
国土交通省 都市局  
公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室長 殿

市町村長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた歴史的風致維持向上計画について、下記のとおり、文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成 20 年文部科学省・農林水産省・国土交通省令第 1 号）第 2 条に定める軽微な変更を行ったので、届け出ます。

記

- 1. 施行規則の号の番号
- 2. 軽微な変更の内容等

注 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

以上

様式第 1、2（略）

様式第 3

歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出書

番 号  
年 月 日

文化庁 文化資源課長 殿  
農林水産省 農村振興局 農村計画課長 殿  
国土交通省 都市局  
公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室長 殿

市町村長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた歴史的風致維持向上計画について、下記のとおり、文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成 20 年文部科学省・農林水産省・国土交通省令第 1 号）第 2 条に定める軽微な変更を行ったので、届け出ます。

記

- 1. 施行規則の号の番号
- 2. 軽微な変更の内容等

注 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

以上

別添 1

歴史的風致維持向上計画の構成例

計画名

「〇〇〇歴史的風致維持向上計画」

※〇〇〇には市町村名を記載

※必要に応じて、副題を付すことも可能

序章

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画期間
3. 計画の策定体制
4. 計画策定（変更）の経緯

第 1 章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境  
(1) 位置 (2) 地形・地質・水質 (3) 気象
2. 社会的環境  
(1) 市町村の合併経緯 (2) 土地利用 (3) 人口動態 (4) 交通機関  
(5) 産業 (6) 観光
3. 歴史的環境  
(1) 歴史 (2) 関わりのある人物
4. 文化財等の分布状況  
(1) 国指定等文化財 (2) 都道府県指定等文化財 (3) 市町村指定等文化財

別添 1

歴史的風致維持向上計画の構成例

計画名

「〇〇〇歴史的風致維持向上計画」

※〇〇〇には市町村名を記載

※必要に応じて、副題を付すことも可能

序章

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画期間
3. 計画の策定体制
4. 計画策定（変更）の経緯

第 1 章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境  
(1) 位置 (2) 地形・地質・水質 (3) 気象
2. 社会的環境  
(1) 市町村の合併経緯 (2) 土地利用 (3) 人口動態 (4) 交通機関  
(5) 産業 (6) 観光
3. 歴史的環境  
(1) 歴史 (2) 関わりのある人物
4. 文化財等の分布状況  
(1) 国指定等文化財 (2) 都道府県指定等文化財 (3) 市町村指定等文化財

- (4) 主な未指定文化財 (5) 特産品、工芸品、菓子・料理等
- (6) 世界遺産、日本遺産等※
- ※世界自然遺産、世界文化遺産、世界農業遺産、日本遺産、日本農業遺産等

## 第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

※前段として、歴史的風致の説明や全体像を記載してもよい。

1. ○○にみる歴史的風致
2. ○○にみる歴史的風致

：

## 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

※前段として、これまでの取組を記載してもよい。

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
2. 既存計画（上位・関連計画）※作成しているものを記載
  - (1) 総合計画 (2) 都市計画マスタープラン (3) 景観計画
  - (4) 文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。）
  - (5) 国指定等文化財の保存活用（管理）計画 (6) 農業振興地域整備計画
  - (7) 景観農業振興地域整備計画 (8) 観光に関する計画（観光振興計画等）
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制  
（教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制）

## 第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域
  - (1) 歴史的風致の分布 (2) 重点区域の位置 (3) 重点区域の区域
  - (4) 重点区域の名称、面積
2. 重点区域の設定の効果

- (4) 主な未指定文化財 (5) 特産品、工芸品、菓子・料理等
- (6) 世界遺産、日本遺産等※
- ※世界自然遺産、世界文化遺産、世界農業遺産、日本遺産、日本農業遺産等

## 第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

※前段として、歴史的風致の説明や全体像を記載してもよい。

1. ○○にみる歴史的風致
2. ○○にみる歴史的風致

：

## 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

※前段として、これまでの取組を記載してもよい。

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
2. 既存計画（上位・関連計画）※作成しているものを記載
  - (1) 総合計画 (2) 都市計画マスタープラン (3) 景観計画
  - (4) 文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。）
  - (5) 国指定等文化財の保存活用（管理）計画 (6) 農業振興地域整備計画
  - (7) 景観農業振興地域整備計画 (8) 観光に関する計画（観光振興計画等）
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制  
（教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制）

## 第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域
  - (1) 歴史的風致の分布 (2) 重点区域の位置 (3) 重点区域の区域
  - (4) 重点区域の名称、面積
2. 重点区域の設定の効果

### 3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

※なお、下記の施策が重点区域と重複している場合においては、図等で明示すること。

- (1) 都市計画 (2) 景観計画 (3) 屋外広告物条例 (4) 独自条例
- (5) 国指定等文化財の保存活用(管理)計画 (6) 農業振興地域整備計画
- (7) 景観農業振興地域整備計画 (8) 国立公園／国定公園

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1. 市町村全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 (2) 文化財の修理(整備)に関する方針 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針 (5) 文化財の防災・防犯に関する方針 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針 (8) 教育委員会等の体制と今後の方針 (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

### 2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 (2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 (5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

### 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

### 2. 事業 ※ソフト事業や民間主体の事業を位置づけることも可

○全体 : 全事業の位置図

○各シート :

### 3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

※なお、下記の施策が重点区域と重複している場合においては、図等で明示すること。

- (1) 都市計画 (2) 景観計画 (3) 屋外広告物条例 (4) 独自条例
- (5) 国指定等文化財の保存活用(管理)計画 (6) 農業振興地域整備計画
- (7) 景観農業振興地域整備計画 (8) 国立公園／国定公園

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1. 市町村全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 (2) 文化財の修理(整備)に関する方針 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針 (5) 文化財の防災・防犯に関する方針 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針 (8) 教育委員会等の体制と今後の方針 (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

### 2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 (2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 (5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

### 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

### 2. 事業 ※ソフト事業や民間主体の事業を位置づけることも可

○全体 : 全事業の位置図

○各シート :

- ・事業の名称
- ・事業主体
- ・事業手法（国の支援事業の名称等）
- ・事業期間
- ・事業の概要
- ・事業の位置図
- ・事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由
- ・その他参考になるべき事項

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 別添2

#### 歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト

このチェックリストは、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針（法第5条第2項第1号）における「歴史的風致」の記載に際して、確認すべきポイントをチェックするための参考資料である。

#### 1. 導入

- ☐ 法第1条に規定する歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地（以下「建造物等」という。）や法第1条に規定する歴史及び伝統を反映した人々の活動（以下「活動」という。）の概要が分かる。
- ☐ 記載する建造物等や活動が地域固有のものであり、また、それらの特徴が分かる。
- ☐ 上記を通じて、維持・向上すべき歴史的風致がイメージできる。

- ・事業の名称
- ・事業主体
- ・事業手法（国の支援事業の名称等）
- ・事業期間
- ・事業の概要
- ・事業の位置図
- ・事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由
- ・その他参考になるべき事項

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 別添2

#### 歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト

このチェックリストは、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針（法第5条第2項第1号）における「歴史的風致」の記載に際して、確認すべきポイントをチェックするための参考資料である。

#### 1. 導入

- ☐ 法第1条に規定する歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地（以下「建造物等」という。）や法第1条に規定する歴史及び伝統を反映した人々の活動（以下「活動」という。）の概要が分かる。
- ☐ 記載する建造物等や活動が地域固有のものであり、また、それらの特徴が分かる。
- ☐ 上記を通じて、維持・向上すべき歴史的風致がイメージできる。

※歴史的風致という言葉は、５．で記載するため、「導入」においては使用しないことが望ましい。

## 2. 歴史的風致を形成する建造物等

□原則５０年以上の歴史を有することが分かる。

（正確に分からない場合は、文献にその建造物等が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可。文化財指定を受けている必要はない。なお、文化財指定等されているものについては、その指定等により歴史性を有すると認められるため、５０年以上の歴史を有するものとして取扱う。同様に、相応の歴史性を有すると歴史的風致維持向上協議会や地方文化財保護審議会で認められるときは、その限りではない。）

□建造物等の造りや特徴が分かる。

（多数の建造物で歴史的なまちなみを形成している場合は、そのまちなみの概要として、代表的又は典型的な建造物の年代や造り、特徴などを記載する。）

※５０年未満の建造物等であっても、歴史的風致を補完するものとして、計画に記載することはできる。

## 3. 歴史的風致を形成する活動

（２．より先に記載することや、２．と併せて記載することも可）

□２０年以上継続して活動がなされており、歴史を有することが分かる。

（正確に分からない場合は、文献にその活動が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可。なお、文化財指定等されているものについては、その指定等により歴史性を有すると認められるため、２０年以上の歴史を有するものとして取扱う。）

□目に見える活動など、外から見える・聞こえる・匂うなど五感で感じられる活動や雰囲気分かる活動であることが望ましい。

□行政のみで行っている内容だけでなく、地域住民の活動がある。（文化財指定を

※歴史的風致という言葉は、５．で記載するため、「導入」においては使用しないことが望ましい。

## 2. 歴史的風致を形成する建造物等

□原則５０年以上の歴史を有することが分かる。

（正確に分からない場合は、文献にその建造物等が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可。文化財指定を受けている必要はない。なお、文化財指定等されているものについては、その指定等により歴史性を有すると認められるため、５０年以上の歴史を有するものとして取扱う。）同様に、相応の歴史性を有すると歴史的風致維持向上協議会や地方文化財保護審議会で認められるときは、その限りではない。）

□建造物等の造りや特徴が分かる。

（多数の建造物で歴史的なまちなみを形成している場合は、そのまちなみの概要として、代表的又は典型的な建造物の年代や造り、特徴などを記載する。）

※５０年未満の建造物等であっても、歴史的風致を補完するものとして、計画に記載することはできる。

## 3. 歴史的風致を形成する活動

（２．より先に記載することや、２．と併せて記載することも可）

□２０年以上継続して活動がなされており、歴史を有することが分かる。

（正確に分からない場合は、文献にその活動が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可。なお、文化財指定等されているものについては、その指定等により歴史性を有すると認められるため、２０年以上の歴史を有するものとして取扱う。）

□目に見える活動など、外から見える・聞こえる・匂うなど五感で感じられる活動や雰囲気分かる活動であることが望ましい。

□行政のみで行っている内容だけでなく、地域住民の活動がある。（文化財指定を

受けている必要はない。なお、例えば行政が行っている教育や調査を記載する場合は、地域住民との連携が継続していることを記載する必要がある。）

□変遷、規模、内容などを記載することで、活動の概要が分かる。

□5年程度の断絶がある場合（5年以上の期間ごとに開催される祭礼など、長期間ごとに定期的に実施されるものを除く。）、再開した活動が、歴史や伝統を反映していることが分かる。

※20年未満の活動であっても、歴史的風致を補完するものとして、計画に記載することはできる。

#### 4. 良好な市街地の環境（3. とあわせて記載することも可）

□原則、建造物等と活動が一体となっていることが、屋外で感じられる。（写真や図等を用いることが効果的）

※伝統産業など、その良好さが外から感じにくいものについては、祭礼等の活動の中で用いられるといった整理も考えられる。

※活動の性質上、その全てが屋外で感じられるわけではない場合も、屋外に表出されている一部の活動で整理することも考えられる。

#### 5. 重点区域を含む歴史的風致の記載について

□ある歴史的風致の範囲内で重点区域を設定する場合は、重点区域の設定のための核となる文化財建造物が当該歴史的風致の核となっている、すなわち良好な市街地環境を形成する重要な要素となっていることが分かる。

※上記の整理のためには、その市町村における文化財保存活用地域計画や日本遺産のストーリー等を根拠として使用することも考えられる。

#### 6. まとめ

□歴史的風致としてまとめられた市街地の環境（複数ある場合は、そのまとめ）が良好だと感じられる。

受けている必要はない。なお、例えば行政が行っている教育や調査を記載する場合は、地域住民との連携が継続していることを記載する必要がある。）

□変遷、規模、内容などを記載することで、活動の概要が分かる。

□5年程度の断絶がある場合（5年以上の期間ごとに開催される祭礼など、長期間ごとに定期的に実施されるものを除く。）、再開した活動が、歴史や伝統を反映していることが分かる。

※20年未満の活動であっても、歴史的風致を補完するものとして、計画に記載することはできる。

#### 4. 良好な市街地の環境（3. とあわせて記載することも可）

□原則、建造物等と活動が一体となっていることが、屋外で感じられる。（写真や図等を用いることが効果的）

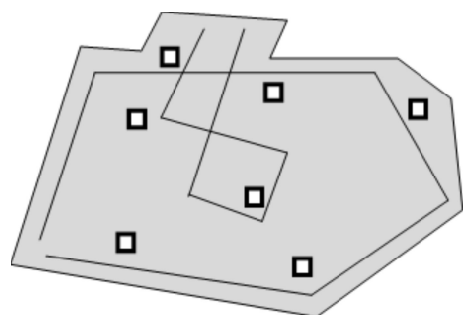
※伝統産業など、その良好さが外から感じにくいものについては、祭礼等の活動の中で用いられるといった整理も考えられる。

※活動の性質上、その全てが屋外で感じられるわけではない場合も、屋外に表出されている一部の活動で整理することも考えられる。

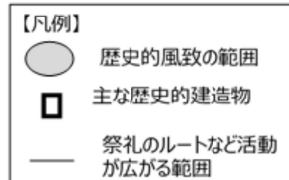
#### 5. まとめ

□歴史的風致としてまとめられた市街地の環境（複数ある場合は、そのまとめ）が良好だと感じられる。

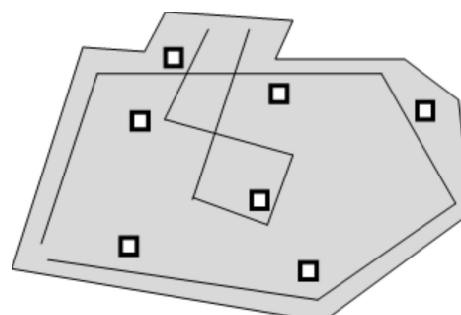
□ 建造物等と活動の広がりを踏まえ、歴史的風致の範囲を表現できている。(図示することが効果的)



※図面には必ず方角、スケールバーを付けてください。



□ 建造物等と活動の広がりを踏まえ、歴史的風致の範囲を表現できている。(図示することが効果的)



※図面には必ず方角、スケールバーを付けてください。

